

令和3年第2回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

令和3年6月2日（水） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 唘 清悦君 外4名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	唘清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君	税務課長	町屋淳一君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	佐々木和博君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君

世界遺産対策室長	相馬和徳君	中央公民館長 兼南公民館長・ 中央図書館長	高田博範君
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議を傍聴した者（8名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	市 清悦 君 (一問一答式)	1. 自治体新電力について	(1) 町全体の現在の再生可能エネルギーの発電量と、当町が支払っている電気代の総額は。また電気代削減の取り組みとその効果は。
			(2) 自治体新電力に取り組む考えは。
			(3) 県と協議し、天間ダムの水を利用して水力発電を行う考えは。
		2. 道の駅しちのへについて	(1) プレハブ店舗が有効活用されていない理由は。また、今後活用する計画は。
			(2) 七彩館で販売する農産物の栽培履歴を管理する考えは。
			(3) 業務委託している七彩館の売り場管理と経理の契約金額の算出方法と契約方法は。また、契約を見直す予定は。
			(4) 令和4年度からの道の駅しちのへの運営方法をどのようにするか。
		3. 低所得者対策について	(1) 当町の生活保護者数の状況は。
			(2) 低所得者世帯を救済するために、町内で利用できる商品券を給付する考えは。
2	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. コロナ危機から抜け出せるための支援について	(1) 2020年商品券発行事業の実績・効果についてどう考えているか。
			(2) 七戸町飲食店等支援臨時給付金の実績・効果についてどう考えているか。
			(3) 七戸町の飲食店の経営状況はどうなっているか。
			(4) 今年度七戸町飲食店等支援臨時給付金を行う考えは。
		2. コロナ後を見据えた町政について	(1) グリーン・リカバリーの理念に基づく取り組みを実施する考えは。
			(2) ワンヘルスアプローチの理念に基づき自然と共生する経済社会をつくるため、持続可能な農林畜産物等の生産にどのように取り組むか。

3	向中野 幸八君 (一問一答式)	1. 町の発展へと繋げる町長の4つの公約について	(1) 「新たな賑わいの創出」につながる施策は。
			(2) 「農業は町の柱」とあるが、どのような展開を図るのか。
			(3) 「少子高齢化に対応した強力なサポート」の体制とは。
			(4) 「七戸ならではの教育、文化、スポーツの振興」の実現のための具体的な施策は。
		2. 県営の天間ダム及び作田ダムの事業費負担金について	(1) 県営の天間ダム及び作田ダム事業費負担金の具体的な用途は。
			(2) ダムに想定外の災害等が発生した場合、国、県、町の対応についてどのような計画になっているか。
			(3) 天間ダム、作田ダムの老朽化に伴う機能維持のための各種事業が行われる計画はあるか。
			(4) ダム施設の事業が新たに実施された際の国、県、町の負担金はどのようになるか。
4	山本 泰二君 (一問一答式)	1. 女性活躍推進法に基づく取り組みについて	(1) 町の女性職員で、管理職、課長職以上の人は何名いるか、その割合と推移は。
			(2) 女性の管理職が少ない理由は。
			(3) 女性が結婚、出産を経ても待遇等に差が出ないようにどのような工夫をしているか。
			(4) 男性職員の育児休暇の取得状況は。
		2. 新型コロナウイルス対策について	(1) 新型コロナウイルスの変異株への対応はどうなっているか
			(2) 変異株の感染性の高さを啓蒙し、さらなる感染防御行動を訴える考えはないか。
		3. 町政デジタル化移行について	(1) マイナンバーカードの取得状況は。
			(2) マイナンバーカードを利用した行政サービスはどの程度進んでいるか。
			(3) デジタル庁創設に伴う町の移行準備は進んでいるか。

5	附田 俊仁君 (一問一答式)	1. 学校規模 適正化委員会 の活動状況に ついて	(1) 統合した学校の様子はどうか。
			(2) 学区ごとの今後の入学者数の見込みは。
			(3) 城南小と七戸小の統合の必要はあるか。
		2. 小中学校 における部活 動及びスポー ツ少年団活動 について	(1) 部活動及びスポーツ少年団活動の現状の 課題は。
			(2) 指導者の育成、確保はどうなっている か。
(3) 部活動及びスポーツ少年団のクラブチー ム化の考えは。			

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、令和3年第2回七戸町議会定例会は成立しました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、6月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

○議長（瀬川左一君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番 唸清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唸清悦君の発言を許します。

○7番（唸 清悦君） 皆さん、おはようございます。

電力小売自由化により、既存の大手電力会社から新電力会社へ切りかえた割合が2割を超え、自治体が出資などで経営に関わり、電力の小売を手掛ける自治体新電力が東北で増えており、地域で発電した再生可能エネルギーなどを地元で販売し、電力の地産地消により再生可能エネルギーの比率を高めているということから、今回は自治体新電力を一般質問のテーマに取り上げました。

これまでも令和4年度からの道の駅しちのへの運営方法について尋ねてきましたが、いよいよ方針を定めて公募の準備に入らなければならない時期になりました。それに関して、現在気になっていることと、今後の運営方法について、町長の考えを伺いたいと思います。

25年間続いたデフレによって所得が減少し、生活困窮者が増えているところに追い打ちをかけるように新型コロナウイルスが流行してしまいました。新型コロナウイルスの感染により死亡者数が増えることも気にしなければなりません。それにより、企業が倒産、廃業し、その結果、失業者が増え、経済的な理由で自殺する人が増えることも気にする必要があります。と思っています。

満足に食べていない子供や、その家族の窮状を見るに見かねて子供食堂を開設した市民が増え、その団体の数は全国で5,000を超えたとのこと。

今年の3月27日、土曜日、秋祭り山車展示館の駐車場を借りて、私の知り合いが子供食堂を開催するというので、私も手伝いに行きました。コロナ対策のため、全員でその場で一緒に食事をする従来の方式はとらず、配付時間を分散させ、ピザと野菜とリンゴを配付するのみで終わりました。ボランティアで参加しているメンバーの方々の話をいろいろ聞いているうちに、この問題は何とかしなければならないという思いを強くしました。

そこで、所得が少なく、日々の生活に困っている町民を救済するための対策について

も町長の考えを伺いたいと思います。

壇上での発言は以上とし、これ以降は質問者席から質問します。

質問1、自治体新電力について伺います。

(1)の質問については、3点伺います。

再生可能エネルギーには、太陽光、風力、地熱、小中水力、バイオマスなど、いろいろありますが、当町においては、民間も含めて太陽光発電が最も増えたように思います。

1点目に、町が庁舎や校舎に設置した太陽光発電の年間の総発電量と、民間が設置した再生可能エネルギーの年間の総発電量について伺います。

各施設の電気代は、町の予算書や決算書では需用費の光熱水費として計上されており、町が支払った電気代の総額はわかりませんが、電気代の総額について別途集計しているのであれば、2点目にその金額について伺います。

3点目に、電気代削減の取り組みと、その効果について伺います。

○議長(瀬川左一君) 町長、答弁。

○町長(小又 勉君) おはようございます。

町議員の御質問にお答えいたします。

当町の庁舎、学校などに設置している太陽光発電の発電量は、発電出力が合計95キロワットであり、この発電出力から推計した年間発電量は10万キロワットアワーを超えるものとなっております。

また、民間事業者の当町における再生可能エネルギーの発電量については、資源エネルギー庁の公表資料によると、令和3年1月末現在で発電出力の合計が18万6,600キロワットとなっており、この発電出力から推計すると、年間で2億キロワットアワーを超える発電量となります。これは約4万8,000世帯分の1年分の電力消費量に値するということであります。

2点目の、町が支払った電気料金については、令和2年度で約8,580万円となります。

3点目の、電気料金削減の取り組みについてですが、以前、役場庁舎の照明器具を省エネ照明に交換し、電力使用量の削減に向けた取り組みを実施いたしました。その結果、翌年度の役場本庁舎における年間電力使用量が一昨年度と比較して約8%減少しております。

また、公共施設にかかる電力会社との契約内容、こういったものを見直すことにより、電気料金の削減に取り組んでおります。

○議長(瀬川左一君) 7番議員。

○7番(町 清悦君) 町内の発電量が4万8,000世帯ということを見ると、10倍とはいきませんが、相当地産地消を考えた場合に、町外にも供給できるぐらいの発電量だということを実感しました。

(2)の質問に移ります。本件では、今年の4月に佐井村が自治体新電力を設立しまし

た。

また、使用する電力の全てを再生可能エネルギーに切りかえる企業が増えていることや、そのような企業の製品を積極的に購入することで、その企業を支援する消費者の動きも、自治体新電力にとっては追い風になっていると思います。CO₂削減、エネルギーの地産地消、電力料金の削減、新たな財源の確保のために、自治体新電力に取り組む考えはあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

自治体新電力については、実は国のカーボンゼロ宣言の前から検討してきた経緯がありますが、先進的な取り組みである反面、様々な課題というのも見えてきました。

一番大きな問題は、安定した電力調達が困難になる危険性があるということです。これは、いわゆる電力を、新電力事業者は発電所を持っている事業所と、持たないで卸電力取引所から調達すると、そういったタイプがありますけれども、それが今年の1月に電力の卸価格が20倍まで高騰したと。液化天然ガスがよく入ってこない、いろいろな事情があったり、あるいはまた、巣ごもりで家庭の消費がいっぱい増えたりと、そういうことで非常に新電力事業者の経営が非常に困難になった状況があるということでもあります。これは推進した経済産業省も何とか救済ということをやったみたいですが、非常に今もまた高騰しているみたいでありますけれども、その辺の不安定さというのがあるということです。

そのほかにも、いわゆる新電力事業者としてのノウハウが不足している。全国に700社があるということを言われております。それから、経営力、経営体力、そういったものに対する不安、それから、災害時の対応、責任、様々な課題があるということを知りました。

町としては、脱炭素化、これを重要施策に置いて、公共施設への再生可能エネルギー設備の増強、あるいは事業所や一般家庭への再生可能エネルギーの普及、それから、エネルギーをつくる事業と蓄える事業、こういったものを検討しながら、これからに向けては、やっぱり自治体新電力、新電力事業者に資本参加をして、自治体としての新電力、いわゆる佐井村の形式ですけれども、そういったものを行えるか、その可能性を検討して進めていきたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（畠 清悦君） 風力など、風がある、ないで発電する、しない、そういったところの不安定さかなと思っていましたけれども、卸価格が20倍というあたりは資金の問題になってくるので、これはやはり国のほうでもこれから、今回の例から対応を考えるだろうとは思っていますので、その辺を見据えて、よりいい方法を選択してほしいと思います。

(2)の再質問になりますけれども、環境省では2050年にCO₂を実質ゼロにする

ことを目指す旨を首長みずからが、または地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティとしているようです。当町においては、それを目指すことは十分可能ではないかと思っておりますが、町長は2050年にCO₂実質排出ゼロを目指す考えはあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国の2050年のいわゆる温室効果ガス排出量実質ゼロ、これはもうきちっと宣言をして、それに向けて進めているということでもあります。そして、当然町としても、実は私も非常に興味がありまして、いろいろな取り組みを通し、早い段階でゼロ宣言、これをしたいと思っておりますし、具体的には2030年、これは2013年度比で46%の削減ということであれば、10年足らずでそこに向けていくということで、具体的な町としてのいろいろな、例えば公用車を全て電気自動車にするとか、様々な取り組みがありますので、これは今後検討しながら、ぜひともやるのだったら早い段階でということ、いわゆる担当課長も非常に意欲を燃やしておりまして、進めてまいりたいと思っております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） そのカーボンゼロを目指すという考えがあることは確認できました。

（3）の質問に移ります。

私は、治水目的のダムであっても、水力発電を行うことを前提に計画し、再生可能エネルギーの中でも最優先で取り組むべき発電方法ではないかと思っております。

日本では1882年に鹿児島県磯庭園発電所が5キロワットの水力発電を開始したのが最初のように、約140年も前からあった技術であり、日本の地形や気候は水力発電に適していると思えます。

水力発電の発電量は、水量と落差で決まりますが、天間ダムの放水を利用した水力発電は十分事業性があると思えます。県と協議し、事業性があると判断された場合、水力発電に取り組む考えがあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

天間ダムの下のほうから放流するあのエネルギーたるや、膨大なものだということで、日本再生可能エネルギー株式会社、これが、もうかなり前ですけれども、あそこを視察した経緯があります。ただ、あの時点で、ダム本体自体、あるいはそのほか、いわゆる50年を超えているということで、実はその時点では県も、躯体は50年では壊れないでしょうけれども、なかなかそれに加工するとなるとというお話がありましたが、最近はやっと変わってきたみたいで、天間林土地改良区から県民局へ天間ダムを活用した水力発電事業に取り組みたいという相談があったということでありまして、県庁の担当課と県民局、それから土地改良区の三者で事業化が可能かどうか検討しているということでもあります。

ですから、この取り組みを少し注視してみたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 天間林土地改良区は小規模でありますけれども、あの用水路を使った水力発電を何年か前から取り組んでいた経緯があって、今回、天間ダムの放水を使った水力発電というのに意欲を持って県と協議しているという答弁をいただいて、ぜひ実現の方向に向けて進めてほしいなと思います。

2番目の、道の駅しちのへについての質問に移ります。

（1）の質問です。

これまでも一般質問で、七彩館で調理しながら販売できる場所の整備を要望してきました。株式会社七戸物産協会も私と同様の考えを持っていたようで、物産館と七彩館と花卉展示館をつなぐ通路にプレハブ店舗を整備しました。私は土、日の9時から15時までの時間帯に営業するのが最も売り上げや利益を見込めると思っています。逆に言えば、来場者が多いとき以外は販売員の人件費を賄えるだけの売り上げを上げるのは厳しいと思っています。

また、私が調理しながら販売することにこだわるのは、お客様が途切れたときに、何かやる作業がなければ、その販売員はただ立っているしかなくなりますが、そのときに調理の作業ができれば、無駄なく働くことができるのと、販売状況を見ながら調理するほうが売れ残りのロスを少なくできるからです。

七彩館は商品の補充や棚の状況を確認するために時々行きますが、土、日にそのプレハブ店舗で何かを販売している場面を一度も見ることがないような気がします。同社の自主事業だとしても、町が所有する敷地に設置していることから、町には設置目的を説明し、町の理解を得て、許可をもらった上で設置したと思っています。プレハブ店舗設置までの経緯と、設置後の運営状況について伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

物産館の産直側に設置したプレハブ店舗については、平成30年10月に24時間トイレが情報館としてリニューアルオープンし、駐車場の拡大、進入経路の変更、利用客の動線が変わることから、さらなる誘客のための産直の野菜を使ったせんべいを販売したいとの申し出があり、設置を承認したものであります。平成31年4月から昨年10月まで、おひさませんべいとして販売しておりましたが、費用対効果ということから、あまりもうからないということで、休止をしております。その後は物産館内で販売する野菜せんべい、ナガイモコロッケ、それから、季節の天ぷらなどを調理する製造場所として利用しております。

これからについては、七彩館の回廊、この改修を予定しておりますので、三つの小さなブースを設置することとしています。これらとあわせて、チャレンジショップや週末の特別販売など、幅広く有効活用していきたいというふうに考えています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 私は町内でチャレンジショップするとすれば、まさに道の駅が最適だと思うのと、それ以外は本当に難しいと思っています。いろいろ試作してみたいで、そのおひさませんべいが思うように収益に結びつかないということ、これ自体も貴重な情報で、あそこはいろいろ試作してみた商品がどれぐらいの値段で売れるか、あと、お客様の反応を見る場所に最適な場所だと思っていますので、反省点もいろいろあると思いますけれども、令和4年度から改修して設置する3店舗とあわせて、ますます道の駅しちのへが賑わうような計画を策定してほしいと思っています。

（2）の質問に移ります。

農産物の生産段階での農薬散布ミス等を未然に防止することと、万が一のことが起こった場合に、いつでもその履歴がトレースできるようにするために、出荷する農産物の栽培履歴の提出を義務づけている産直施設があります。

認定農業者の会の会長を務めている私ですら、2年前に農薬の散布ミスで20アール分のキャベツを廃棄処分した経験があります。トマトでは、収穫前日でも使用できるジマンダイセンという農薬が、キャベツの場合は収穫30日以上前でしか使用できないということを確認せずに使ってしまった。農協が作成した防除計画をもとに、私が定植時期をずらしたキャベツと同時に防除できるように防除計画を組みかえたときに、トマトでの強い思い込みがあり、各農薬の使用時期の確認を怠ったことが原因でした。しかし、専門性が高い農協の指導員がわずかな異常をトラックに積み込む前に気づいてくれたおかげで、最悪の事態を避けることができました。

このような農薬の散布ミスは、たくさんの種類の農産物を直売所だけで販売する目的で少量生産している生産者には起こり得ることであり、実際に県内のある道の駅では、基準の何十倍もの残留農薬が検出され、大きな問題になったことがあります。

しかし、全農産物の栽培履歴の様式の作成と、提出された栽培履歴の確認と管理には人件費がかかります。また、生産者の負担にもなるため、栽培履歴を管理していない直売所もあります。幸い、七彩館を利用している生産者の多くは、ゆうき青森農協か十和田おいらせ農協の正組合員だと思います。そのような生産者には、農協に提出した栽培履歴のコピーの提出を求め、農協に出荷していない生産者に関してだけ栽培履歴を別に管理するような方法にすれば、少ない負担で済むと思います。

また、ゆうき青森農協はエコープを運営する子会社を持っており、店舗内に直売所も設けています。十和田おいらせ農協は、イオンスーパーセンター十和田店の地場野菜コーナーに出荷している生産者の栽培履歴の管理と精算業務を行っており、昨年10月からは直営の産直施設かだあ〜れの運営を行っています。両農協とも、七彩館と花卉展示館の売り場管理業務や経理業務のほかに、栽培履歴の管理を行う能力を十分に持っており、直売所の運営業務の委託先としては最有力候補だと思っています。令和4年度からも今の運営方法を継続するとしても、栽培履歴の管理も追加して業務委託先を選定したほうがよいの

ではないかと思っておりますが、七彩館で販売する農産物の栽培履歴を管理する考えはあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

スーパーであれ産直であれ、食品に対する安心、安全というのは強く求められております。というよりも、今はもうそれが当たり前ということでもあります。

昨年6月1日から改正食品衛生法が施行されました。主な改正点は、漬け物などが許可制度になり、黒ニンニクは届け出が必要になります。また、HACCPに沿った衛生管理が必要となっているということです。具体的にはつくる場所、つくる過程の管理と記録が必要ということになります。栽培農産物、野菜に関して、農協組合員もいるおかげで、大きなトラブルというのがこれまではなかった状況であります。しかし、まずは法改正による制度の周知徹底と実行性、これを高めながら、野菜の栽培履歴の管理、これはこれからの時代、必須だと思しますので、この推進ということを進めていきたいというふうに考えています。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） （3）の質問に移ります。

業務委託契約や随意契約については、これまでも一般質問で取り上げてきましたが、七彩館と花卉展示館を町直営で行うことを決めた際に、レジ業務と精算業務は、その業務に携わってきた七戸物産協会株式会社に継続して行ってもらおう契約を行ってきたと思います。令和4年度の更新時期までの3年間は、同社にとっても内部改革を進める上で十分な期間であったと思うし、業務委託契約の金額も会社経営の安定財源になったと思います。令和4年度は、産直施設売場管理委託料として2,970万円、産直施設経理業務委託料として1,118万円を計上しています。それらの金額の算出方法と契約方法を伺います。

また、令和4年度からも同様に業務委託することになった場合、金額の算出方法や契約方法を見直す予定はあるか、あるとすればどこを見直すのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

売り場の管理業務については、施設管理、商品管理、それから接客業務、レジの操作、苦情対応、販売促進業務、消耗品管理などであり、また、経理業務については、売り上げ金額の集計、確認、会員ごとの売り上げ集計、精算、振込業務などとなっております。これらの業務に必要な人員及び適切なシフトを組む上での人数を考慮し、加えて、システムや機器のリース料などの積み上げによってこれは算出しております。

契約については、株式会社物産協会と契約をいたしております。また、これからの契約ということですが、令和4年度から、算出、契約方法については、今後、検討して、適切な時期に決めていくということにしております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昗 清悦君） （3）の質問に関しての再質問です。

産直友の会の会員には、両農協の正組合員、あるいは准組合員で、かつそれぞれの農協に口座を持っている会員が多いことを考えると、金融業務も行っている両農協に経理業務全般、あるいは口座振り込みの業務のみを栽培履歴の管理とあわせて委託する方法も可能であり、そのほうが合理的ではないかと思っています。一部の会員は、七彩館と花卉展示館だけではなく、各農協の直売施設や地場野菜コーナーにも出荷しており、その会員については代金をまとめて振り込むことができます。レジのメーカーから聞いてみないとわかりませんが、精算業務の関係で産直友の会の会員は今は3桁の番号で管理していますが、各会員が利用している農協ごとに1か2の枝番号をつけて管理できれば、会員に振り込む総額を両農協に分けて振り込むことができるのではないかと思います。そのような方法も経理業務の委託方法として検討する考えはあるか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

経理業務、あるいは振り込み業務については、様々なやり方があると思います。会員の金融機関別の振り込み口座は両農協合わせて37%であります。他の金融機関の方々にも配慮する必要がありますので、経理業務全般を農協へということは考えてはおりません。

栽培履歴の管理については、初めての会員や管理者に対し、農協からの指導、助言をいただくといったことは十分考えられることであります。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昗 清悦君） 振込先の口座として農協を利用しているのが37%という数字は、私が予想していたより結構低いなと思ったので、町長の答弁のとおり、全体の利便性を考えて、考慮する必要はあるなと思いました。

（4）の質問に移ります。

令和2年度の各施設の対前年の売り上げは、七彩館が3,690万円マイナスの3億5,216万8,000円、花卉展示館が252万7,000円プラスの2,992万8,000円、物産館とレストランの合計額は4,462万円マイナスの3億859万1,000円、道の駅全体ではマイナス7,571万1,000円の6億6,075万9,000円で、約10%のマイナスで、産直部門の売り上げ割合は全体の約58%となっています。会社の売り上げや利益の減少は、従業員の解雇や給料削減につながります。3年前は株式会社七戸物産協会の従業員数は五十数人だったと記憶しています。

1点目に、同社の3年前の従業員数と現在の従業員数について伺います。

道の駅しちのへは、新幹線の駅、美術館、情報館、スーパー等、ほかの施設との相乗効果と、国道4号線沿いという立地条件にも恵まれていることもあり、多くの来場者が訪れやすい場所ですが、やはり基本は、道の駅そのものの魅力を高めていくことだと思います。消費者からも喜ばれることは最も大事ですが、農産物を出荷する生産者や商品を出荷

する業者からも喜ばれるサービスを充実させることも大事だと思います。

横浜市に本社があるハーベストネクスト株式会社が、本年度から3年間、中部上北学校給食センターの業務を行うことになりました。中部上北広域事業組合の議会で私が、委託先が変わることによって何が一番変わるといいますかと所長に尋ねたところ、社員に対する教育が変わりますとの答弁をいただきました。インターネットの普及により、販売方法や広告、宣伝の方法も日々変化しています。新しい時代の変化に対応できる社員を育てることができる会社は、売場管理業務と経理業務の基本業務以外に、利用者である生産者や消費者にも喜ばれるサービスを考え、提供する能力を持っていると思います。私は、経営能力が優れていれば経営者は町外の人でもよく、その経営者が当町に興味を抱き、関わってくれるだけでもありがたいと思っており、学校給食センターでは公募型プロポーザルの実施によってそのような方向に進めることができたと考えています。

2点目の質問ですが、道の駅しちのへの指定管理者の選定や業務委託先の選定においては、そのような競争原理を働かせて選定するのがよいと思っておりますが、令和4年度からの道の駅しちのへの運営方法をどのようにするのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

1点目については、平成31年4月の時点でパート従業員も含めると48名で、現在は41名となっております。

そして、2点目の競争原理を働かせて選定するというのは、選定する上で大切な要素の一つであることは承知しております。公共性があり、道の駅という機能、それから特性も考慮して判断したいというふうに考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） （4）の質問に関しての再質問になります。

巣ごもり需要を通販でうまく取り込み、コロナ禍で逆に売り上げを伸ばした会社もあることを考えると、令和4年度からは通販に強い会社に運営を任せるほうがよいと感じています。

当町がふるさと納税に取り組むことを決めた直後は、返礼品の企画、納税者からの受注、返礼品の発送依頼、送り状の準備、精算業務、クレーム対応等、ほとんどの業務を総務課の職員が行っていたと思います。そのふるさと納税に関する業務を、仙台市に本社があるカメイ株式会社に業務委託したことは、結論から言えば適切な判断だったと思います。

そこで、私が前から気になっていたことでもあり、特に関心のある点について伺います。

小売業の一つである通販の業務を、小売業者でもない役場職員が対応できていたことを考えると、店内の返礼品の候補となり得る商品が多数陳列されていて、その製造者や生産者と直接交渉、協議しやすい環境にあり、当町が30%出資し、かつ指定管理者にも指定

している株式会社七戸物産協会になぜその業務を委託しなかったのか、伺います。

また、その時点で、私と同じように、経営者は売り上げと利益と雇用を増やし、従業員の給料も増やせる人であれば、町民でなくてもよいという考えで、カメイ株式会社を選定できていたことを考えると、私の中では、令和4年度からは、指定管理者を選定するのであれば、公募、業務委託するのであれば、契約期間は3年で、公募型プロポーザルによる選定という方針が現時点において既定路線でなければならないと思っておりますが、町長はどのように考えているのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

ふるさと納税のことですけれども、これに関する受注や入金管理、あるいはまた商品の企画、提案、こういった業務、これは議員おっしゃるとおり、平成30年度よりカメイ株式会社に委託しております。

業務委託前の納税額は約700万円でしたが、令和2年度で約4,600万円、十分に成果を上げているところです。町としては、全国の消費者をターゲットとした魅力ある地場産品と販売力が地域の成長にとって重要であると考えております。そのためにも、専門業者のノウハウ、これを活用するということから、今回、カメイ株式会社に委託するという選択は、これは的中したと思っております。

次に、指定管理者の選定についての御質問でありますけれども、まず、利益追求に走って失敗した例、また、競争がないことによるマンネリ化、こういったものを避けなければならないと思います。それから、委託をして労働力や利益の流出、こういった懸念もあります。さらに、長年蓄えた経営基盤も流出によつての町内体制、これが空洞化する、あるいはまた弱体化する、これもしっかり念頭に入れなければならないと思っております。

そして、実は給食のセンターの話がありましたけれども、調理の受託業者、単純な調理受託でありますけれども、実はこの業者も、冒頭、サルモネラ菌での不手際がありました。幸い、大事には至らなかったわけでありましてけれども、やっぱり完璧な法人というわけではないわけでありまして。

さて、では道の駅の指定管理者の選定でありますけれども、これまでは公募によらない選定を続けてまいりました。このたびもその方針でいきたいと思っております。理由は、当道の駅しちのへ、国土交通省より全国約1,300の道の駅のうち、80あまりの重点道の駅に選定されております。

また、全国的に災害が頻発していると、こういう状況から、今、国では、国土交通省では、防災道の駅、各県におおむね一つ、これを設定する、認定するという方向にあります。これが当町がいわゆる候補として最有力でいま上がっているということですが、これらは町と指定管理者一体となった、いわゆる全体の管理運営、これが高く評価された結果であると思っております。

加えて、御承知のとおり、道路・観光情報館、これも国7割、町3割、これで建設をさ

れました。近隣にない、県内にはもちろんない、非常に快適な施設でありますけれども、こういったことも基本的にはその管理は指定管理者が行うということにはなっております。これらも、快適な施設であり、道路利用者に対しての利便性の提供、あるいは防災のいわゆる拠点として極めて重要な施設であり、実はその後の管理運営も7割が国で、3割が町ということで、なかなかよそにはないような状況ということでありまして、長年にわたって町と指定管理者との総合力で、いわゆる国土交通省との信頼関係が結ばれているということの成果であると思っております、今後ともこれは大事にしていかなければと思います。

ただし、そこで所議員が心配されている販売力、商品の企画力、あるいはまた、新しい時代を見据えた総合販売戦略の弱さ、これは私も重々感じているところであります。これらに向けた喫緊の課題として、その改善方、強くこれは指導していかなければならないと思っておりますし、なお、町の施設であることから、議員の方々、あるいはまた町民の方々が、いわゆる自由に道の駅の運営方針というか運営方向、こういったものを協議する道の駅運営協議会なるものを立ち上げて、これから本当に激動する時代、そのうちにインバウンドも戻ってくると思っております、そういったことを見据えた長期の改善、これに努めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 3年前に比べて従業員が7人減ったという、ちょっと残念な報告がありましたが、売り場管理業務と経理業務は小売業者であれば最低限できなければならない業務ですが、それ以外にどんなサービスを提供できるかが指定管理者や業務委託先を選定する際のポイントになると思っております。売れ残りや売り逃しが少なくなるような生産と販売の年間計画を策定したり、農作業で忙しくて出荷できない農家から買い取って、集荷、選別、袋詰め、ラベル貼り、品出しをしたり、6次産業化にも積極的に取り組み、商品開発や試食販売を通じてのマーケティングを行ったり、自社専用のホームページを作成し、ネット販売をしたり、週末にプレハブ店舗を借りて販売する業者を募集したり、取り組むことはたくさんあると思っておりますが、そういう取り組みは経営者の能力と強い意欲がなければできないと思っております。

私は、道の駅しちのへはそのポテンシャルを十分引き出してはならず、経営者が違えば1億円以上の売り上げの違いがあったかもしれないと考えているので、たとえ黒字であっても、赤字の東八甲田ローズカントリーよりも10倍は重要な課題だととらえています。道の駅の運営協議会を組織して、そういったこともできるような方向に持っていきたいという考えは聞きましたので、そこで活発な議論を進めてほしいと思っております。

3番目の低所得者対策についての質問に移ります。

(1)の質問です。

所得税や住民税は、所得が少ない人は負担も少なくなるように設計されています。子供の保険料も、世帯収入が少なければ保育料も安く設定されています。町営住宅の家賃も所

得を考慮して設定しています。国民健康保険料や社会保険料や介護保険料も所得に応じて設定されています。様々な場面で格差が縮小する方法で制度設計はされていますが、国の経済政策が根本的に改まらない限り、生活に困窮する低所得者は増えることはあっても減らないと思います。

そこで、まず当町の生活保護者数と就学援助制度の対象者となる要保護者と準要保護者の人数を伺います。

また、参考までに、住民税非課税者数についても伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和3年4月1日現在、当町の生活保護受給者数は268名で、住民税非課税世帯は、町内世帯数6,825世帯のうち2,540世帯となっています。また、要保護、準要保護児童については、令和2年度で、要保護児童は3名、準要保護児童が101名となっております。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） それぞれの人数については把握いたしました。

（2）の質問に移ります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、特に飲食業は売り上げ減少の影響を受けています。飲食業と食事にも困っている低所得者世帯の両方を救済する方法として、町内の店で買い物でき、飲食店で食事できる商品券を給付するのが有効ではないかと思っておりますが、令和元年10月の消費税率の引き上げに際し、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費喚起を目的に実施した国のプレミアム付商品券事業は、4,000円で5,000円分購入でき、最大5枚まで購入できるという事業でしたが、全国的に換金率は非常に高かったようですが、申請率そのものはかなり低かったようです。プレミアム率も検討する必要があると思っておりますが、事前に購入引換券を申請してもらうことや、低所得者に先に現金で購入してもらうことは結構ハードルが高いことだと認識する必要があったと感じました。

1点目に、当町におけるその事業の結果はどうだったのか、伺います。

2点目に、対象となる人数や町の財政と国の財政措置等も含めて検討する必要があるため、適正な予算規模や対象範囲については私では判断できませんが、町内でよく検討し、少ない金額になるとしても、商品券を無償で給付する考えはないか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 質問時間はあと残り5分です。

町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

1点目の質問ですが、令和元年度七戸町プレミアム付商品券事業は、住民税非課税、また、子育て世帯、3,702名を対象としており、そのうち1,761名の申請がありました。また、使用見込み額4,402万5,000円に対し、換金額は2,963万5,000

円という結果でした。

次に、2点目の商品券の発行ですが、令和3年度において新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯の生活支援の観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。対象は、県が事業主体となる児童扶養手当を受給しているひとり親世帯と、町が事業主体となる住民税非課税の原則18歳未満の児童のいる世帯で、給付額は児童1人当たり5万円となっております。なお、町分の予算については、今定例会の最終日に追加提案ということで、その予定にしております。このことから、現時点において、商品券を無償で給付することは考えておりませんが、国の動向を注視しながら柔軟に対応してまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 私がこの質問を通告した後に、国のほうが低所得者に対して、人数にもよりますけれども、6万円、8万円、10万円ということで給付するという、最大30万円だったと思いますけれども、その状況も見据えながら、町がやるよりは、本当は国がやってくれれば私は一番いいなと思っていますけれども、それで足りないときには町が対応してほしいと思います。

質問は全て終わりましたので、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって7番昴清悦君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号、10番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○10番（佐々木寿夫君） 私は、今議会で、いま、コロナウイルスのパンデミックで世界中に大きな影響を受けているわけですが、第1に、コロナ危機から抜け出せるための町の対策、特に町内の飲食店業者を初めとする業者への支援を行うべきではないかについて。

第2に、コロナ後を見据えて、町政の転換を行うべきではないかについて質問します。

コロナを見据えるなら、コロナ禍のもとであらわになった教訓を生かすことが大事であり、パンデミック防止に向け、自然共生型の経済システム、グリーンリカバリーと、人、動物、生態系を一体としての、ワンヘルスアプローチの理念に基づく取り組みが必要ではないかと考えています。

以上で、壇上からの質問を終わります。

では、質問者席から質問いたします。

最初に、コロナ危機から抜け出せるための支援についてです。

緊急事態宣言の対象になっていない本県でも、緊急事態宣言の影響が深刻に現れて、人

流が減少していることは直視すべきではないかと思えます。人出が少なくなり、飲食店やそれにつながる業者の商売は大変危険な状況になっています。町の業者から話を伺うと、去年は持続化給付金や県、町の支援があったので、何とかつなげていた。今年はそれを使い果たした。本当に大変な状況だ。こういう話を伺います。コロナ後の対策も大切だが、コロナを乗り越えられるかどうかは喫緊の最重要課題となっている。

こういうことから、私は、飲食店業者、それにつながる業者の支援を訴えるわけですが、そこで伺います。

まず最初に、（１）２０２０年、商品券の発行の実績と効果についてどう考えているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券、飲食券につきましては、どちらも換金率９９％となっており、その額の合計は約１億２，８００万円であります。また、生活応援、子育て応援商品券を含めると、２億１，８００万円が換金されております。この額が町内で消費されたということでもありますから、町民を初め町内事業者には一定の効果はあったと認識しております。特に年末年始について、これは飲食店の方々から、非常に助かったという声が届いております。

○議長（瀬川左一君） 佐々木寿夫君。

○１０番（佐々木寿夫君） この商品券の発行というのは、業者も大変これによって助かったというふうな話を伺っています。

それでは、次に、七戸町飲食店等支援臨時給付金の実績、効果についてはどう考えているか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

昨年４月に、飲食店を対象に臨時給付金を支給いたしました。その後、小売業、サービス業などに対象業種を広げ、最終的には２１４件の支給となりました。昨年度は国の持続化給付金、県の協力金、応援金、そして町の給付金、商品券、飲食券など、多くの経済対策があったおかげで、１年間、何とか耐えたという声が多いと感じており、倒産、廃業、こういったことはある程度防げたものと認識しております。

○議長（瀬川左一君） １０番議員。

○１０番（佐々木寿夫君） 料理、飲食店等、２１４件に町でも支援していると。そのほかに、去年は県や国からも支援があったので、何とかつなげたというのが、そういうことが業者から聞こえています。

ところで、今年は２０２１年の６月ということで、現在の飲食店等の方々は、去年の支援が尽きたということで、大変苦しんでいるわけですが、町のほうでは、七戸町の飲食店等の経営状態はどういうふうになっているか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

最近の景況調査によると、どん底の状態からは抜け出し、一旦、上昇傾向に転じたものの、たび重なる第2波、第3波の影響と、青森県内の状況の悪化も重なり、低い位置で横ばいの傾向にあると分析をいたしております。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 景況状況はどん底の状態ということは抜けたということですが、どん底から抜けたというだけでは本当に生活が大変なわけで、それに今、2波、3波、県内でも感染者が増えている、そういう状態が続いている中で、料理、飲食店の業者は本当に大変です。電気代を払うのも大変だと。お客さんが来ないので、何時に電気を消したらいいかわからないと。8時に消すのか9時に消すのかと、そういう業者の深刻な話を伺うわけです。それから、お葬式などの需要も本当になくなっていると。本当に大変だということを知っています。

町では6月15日からまたプレミアム商品券を出すのですが、今年度も七戸町飲食店等支援臨時給付金というのをやる考えはありますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） いま、青森県は、特に違う地方、非常にクラスターが発生したりということで、大変な状況ということで、あるいは青森県がまん延防止等重点措置、さらには緊急事態宣言、こういったものがもし発動、適用されるなど、深刻になった場合は、商品券のみならず、やっぱり給付金というのは必要になるというふうに考えております。そこまでに至らないけれども、それに近い状態、これが長く続くということも、経済活動、特に飲食店には影響が出るものと思っております。これらのいわゆる今後の状況をよく注視しながら、必要とあれば、やっぱり躊躇なく交付金の交付、こういったものも判断したいというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 深刻な状況になった場合、あるいはこういう状態が長く続くと、今後の状況を見ながら判断したいということですが、七戸町は現在、きのうの新聞では感染者がゼロということなのですが、それでも七戸町の、多分県内もそうなのですが、他の県が緊急事態宣言になった、そういうことがやっぱり町の人の移動にも影響するわけですね。したがって、今後の状況というのを注視しながら、必要であれば飲食店等支援臨時給付金というのは出す必要があるのではないかとということで、第1点目の質問は終わります。

次に、第2点目に入ります。

コロナを見据えた町政についてですが、多くの国民は、コロナ後には前の社会に戻るのではなく、よりよい社会をつくりたいと切実に願っていると思います。今、コロナ禍からの復興のカギとして、グリーンリカバリーが注目されています。これはコロナ禍からの復

興に当たって、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、よりよい未来を目指していくことです。単にコロナの前に状況を戻すのではなく、その復興に投じられる知恵と資金を通じて、新しい持続可能な社会を築くことを目指します。グリーンリカバリーとは、コロナ危機がもたらした経済危機を脱する際に、雇用創出や経済成長を達成しつつ、CO₂の温室効果ガスのリバウンドを防ぎ、気候変動や新たなパンデミックスに対してレジリエントな社会をつくるという意味で使われます。

グリーンリカバリーのポイントとなるのは次の二つです。

一つは、地球温暖化対策の国際協定であるパリ協定の達成に貢献することです。

二つには、国連のSDGs、持続可能な開発目標の達成に一致した政策を実施することです。つまり、強力な経済政策を実施されることを大きな機会として一気に持続可能な社会を実現し、コロナ禍以前とは異なる新たな未来の創造につながる復興を目指すものです。人の健康を守る取り組み、地球温暖化への問題の対応、クリーンなエネルギー社会の実現など、コロナ禍からの復興という大きな社会的、経済的な動きの中にこれを実現するチャンスがあります。

ヨーロッパでは、欧州グリーンディールを位置づけ、温室効果ガスの排出を2050年度、実質ゼロにするパリ協定実現の目標に沿った取り組みがなされることになりました。国際エネルギー機関は新しい報告書を出しています。

日本でもいまの国会で改正地球温暖化対策推進法が全会一致で成立し、2050年までの脱炭素社会の実現が明記され、その実現に向けて、国民、国、地方自治体が密接に連携することが規定されています。さらに、地方自治体に対しても、この法律では様々な対策をつくることが明記されています。

そこで、質問します。グリーンリカバリーの理念に基づく取り組みを実施する考えはありますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

グリーンリカバリー、ただいま議員がいろいろ解説しましたけれども、コロナ禍から復興するに当たり、コロナ拡大前と同じ生活や企業活動に戻るのではなく、新しい形態に転換しようという世界的な動きであるということでもあります。持続可能な未来をつくるため、気候変動を食いとめ、環境を守り、新たな感染症等を防がなければなりません。そのためには、先ほど所議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、脱炭素社会実現に向けた施策の実施、これが極めて大きな役割を持ってくるものと考えております。今後、2050年までの長期にわたる脱炭素社会への取り組み、これが新たな雇用の創出、それから、新しい産業、これが生み出せるよう、国や県の動向を注視しながら、いわゆる町としての役割、方向性、こういったものをしっかり見出して行動していかなければならないというふうに思っています。このコロナウイルスも、実は地球環境の急激な悪化によって、今までにないものがひょっとすれば出てきたのではないかと。中国の武漢からかもしれな

いし、あるいはまた、シベリアの永久凍土、今まで氷づけになっていた未知のウイルスがだんだんうごめいてきていると、そういったことも言われているということですから、やはり脱炭素、これは必ず進めていかなければならないというふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 先ほど町議員の質問に対しても、七戸町でも脱炭素社会の実現のために取り組む、そういうふうな答弁がありました。グリーンリカバリーの理念に基づく取り組みを町でもやっていくということで、これをさらにこれから具体化して進めていく必要があると思います。

次に、ワンヘルスアプローチについてです。

地球的規模、伝染、環境破壊と感染症のパンデミックとは深い関わりがあります。人類の歴史の中で、感染症の流行は、人類が新しい定住生活を始めたとき以来のものと言われています。ただ、この半世紀くらいからは、新しい感染症が次々に出現しています。エイズ、エボラ出血熱、SARS、鳥インフルエンザなどなどです。厚生労働省によると、この30年間に少なくとも30の感染症が新たに出現しているとのこと。出現頻度が高過ぎる、これが多くの専門家の指摘であります。この要因はどこにあるのでしょうか。多くの専門家が共通して指摘するのは、人間による生態系への無秩序な進出、熱帯雨林の破壊、地球の温暖化、それらによる野生生物の成育域の縮小などによって、人間と動物の距離が縮まり、動物の持っていたウイルスが人間に移ってくる。そのことによって新しい感染症が出現しているというのです。

世界100か国以上で活動しているNGO、WWFは、昨年6月17日、次のパンデミックを防ぐための緊急行動を呼びかける報告書を発表しています。その中で、動物由来感染症の主要な原因として、次の三つの点を指摘しています。一つは、森林破壊などによって生じた新たな病原体との接触です。エボラ出血熱がそれに当たるのではないかとされています。二つは、自然との調和を欠いた農業や畜産の拡大です。三つは、病原体を拡散させる野生生物の取り引きです。

WWFは報告書の中で、次のパンデミックを防ぐ上で、健全な環境、人間の健康、動物の健康を一つの健康と考えるワンヘルスアプローチを提起しています。具体的には、感染症を拡大させる恐れのある野生生物の取り引きと消費を抑制すること。（2）は、森林破壊を防ぎ、土地利用の転換を抑制すること。（3）は、持続可能な社会の可能な食糧の生産と、消費可能な社会に移行する必要性を訴えています。動物と人と、それを取り巻く生態系の健康を一つの健康と考えるワンヘルスアプローチは、地球の未来、人類の未来にとって極めて重要な考え方ではないでしょうか。

私は、七戸町でもこの考え方を生かした農林畜産物等の生産をどのように取り組むか、質問したいと思います。ワンヘルスアプローチの理念に基づき、自然と共生する経済社会をつくるため、持続可能な農林畜産物等の生産に町はどのように取り組むか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

昨今、動物から人へ、あるいは人から動物へ伝播可能な感染症は、全ての感染症のうち約半数を占めており、医師及び獣医師は活動現場で人獣共通感染症に接触するリスクを有しております。

こうした分野横断的な課題に対し、人、動物、環境の衛生に関わる者が連携して取り組むワンヘルスという考え方が世界的に広がっているということでもあります。農林畜産分野では、薬剤耐性問題があり、家畜への抗菌剤の使用により、過剰な薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、そういった家畜等を介して人の感染症の治療を困難にすることが懸念されております。

農林水産省では、抗菌剤の慎重使用ガイドラインなどを策定し、対策を実施してきた結果、医療上、重要な抗菌剤の薬剤耐性率は欧米先進国とほぼ同じ水準となっているということでもあります。飼育管理衛生の徹底による衛生水準の向上や、ワクチンの実用化、使用促進等を通じて感染症を予防し、抗菌剤、その使用機会の削減、これを図るなど、対策を強化しております。これから町としても、国の指針に基づき、生産者への啓発活動、これをしっかり推進してまいらなければならないと思っています。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 町としてもワンヘルスアプローチに基づく農林畜産物の生産には、具体的には抗菌剤の使用など、国の指導に基づいて行うという答弁がありましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） これをもって、10番佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第3号、3番向中野幸八君は、一問一答方式による一般質問です。

向中野幸八君の発言を許します。。

○3番（向中野幸八君） おはようございます。

早速であります。壇上からの質問に入ります。

いろいろな事業を町として取り組んで、人口減少の対策を講じてきましたが、人口は残念ながら3月31日現在、1万5,000人を下回ってしまいました。3月、4月は異動の時期でもありますけれども、一方、県内の農地の貸借においては、当町の生産規模拡大や効率化のため、高い状況の中におります。また、新型コロナウイルスにより、まだ先が見えない中において、ワクチンの接種も始まり、これを乗り越えると必ず今までに近い、同じような生活が来ると期待をし、コロナに負けない強い町づくりへと取り組んでいかなければならないと思っております。

さて、町長は先般、公約ということで、4月に大きな新たなチャレンジとして四つの目標を掲げ、取り組んで、実行していくことと思います。既に約2か月が過ぎておりますが、その中において、一つ目として、新たな賑わいの創出、二つ目として、農業は町の柱、三つ目として、少子高齢化の時代に対応した強力なサポート、四つ目として、七戸町

ならでは教育、文化、スポーツ振興、この四つの取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、県営金沢水管橋地区農業水路及び県営曙地区水路等、長寿命化、防災・減災事業費負担金で、この2地区において農林水産費として事業が行われております。この事業は、地震、津波、風水、雪害、火山噴火などの巨大な災害に対して、災害を防ぐ防災事業ではなく、災害を出ることを前提にして、これをできるだけ少なく抑えるという概念で、災害を完全にゼロにすることは困難であるが、小さくとどめることは可能であります。そのため、常日ごろ整備や土地改良の取り組みこそが重要であると考えられている観点から、県営負担金でこの事業が行われております。

また、県営天間ダム及び作田ダム地区防災ダム事業費も同様、負担金となっており、このダムにおいてどのような事業が行われているのか。また、天間ダム着工から竣工まで10年かかり、そして51年間、災害、防災に農業水として役目を果たしてきております。作田ダム着工から竣工まで同じく10年かかり、42年目となっております。地域の重要な役目を果たしている状況にあります。

県営天間ダムは51年を迎えており、いろいろな不具合等が発生することも予想されていると思います。

そこで、対応は県が主体となると思いますが、町の対策、対応はどこまでの範囲なのか、今後、どのような事業の計画があるのか、また、負担金は今以上になっていくのか、あとは質問者席にてお伺いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問は終わります。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 1の、町の発展へとつながる町長の四つの公約についてに入ります。

荒熊内地区の開発が進む中、現在、まだ宿泊施設、ホテル等の懸念もあるが、また、国体の行われる2026年、剣道の開催予定となっており、当町としては、いま以上に町のアピール等を図っていくと思います。また、七戸十和田駅周辺が徐々に動き出し、町には楽しさがあり、便利さ等がなければ定住者及び人の往来にも欠けると思います。

そこで、お伺いします。

（1）新たな賑わいの創出への施策についてお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 向中野議員の御質問にお答えいたします。

七戸十和田駅周辺は、合併前の七戸、天間林のほぼ中心に位置しており、その西側に隣接していた数百頭規模の大規模牛舎の影響で開発が抑制されておりました。駅はできたけれども、なかなかいわゆる開発が進まない、住宅が建たない、こういった状況ということで、これを町が買収し、公共施設の整備、これを打ち出したことによって、一気に住宅やアパートの立地が進みました。事実、買収後、さら地化したことによって環境が改善さ

れ、新幹線駅周辺という好立地もありまして、住宅やアパート等の建設意欲は極めて旺盛なものがあります。町は今後、この総合アリーナを核として、いずれいわゆる役場庁舎もそこへ移転をする。これに荒熊内地区総合開発地域、これを加え、新たなる中心市街地形成、賑わいの創出、こういったものを進めてまいりたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 次、高齢者社会、後継者のいない、農家のみならずの現状にあると思いますが、どんな施策をもって導いていくのか。

（2）農業は町の柱とあるが、どのような展開を図るのか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） これまでの長い歴史の中で、農業は就業人口でも生産額でも町の産業の柱でありました。しかしながら、国際情勢や国内消費者の嗜好の変化とともに、その柱というのは年々細くなっているということでもあります。その中であって、昨年、ナガイモはコロナに効果があるという、いわゆるコロナ特需があって、豊作でありながら高値が維持された。現在のニンニクの高値、こういったものもコロナ特需の関連でありましょう。反面、今年産米の下落、これは避けられないとの見通しであります。幸い、シンガポール向け輸出約1万俵、これは順調であります。これらの継続、これを国、県に要請をしながら、町の農業、もちろんこれだけではないのですけれども、いろいろな農業分野、これをときにあわせてその振興策、これをとりながら、いわゆる柱となる農業、この振興を図ってまいりたいと思っています。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 当町において、令和3年3月31日現在、人口が1万4,994人と、そして4月30日現在、1万5,024人と、3月、4月は異動時期等もあっていろいろありますが、私はこの1万5,000人というのを非常に意識しております。また、その中において、65歳以上の比率が40.7%と高い数字となっている状況にあります。もちろん多くの自治体が抱えている問題でもあり、対応策として、（3）少子高齢化時代に対応した強力なサポートの体制についてお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

高齢化の時代にあって、高齢化の率が、実は一気に40%を超えてしまいました。これはまぎれもない事実であります。裏を返せば喜ばしい長寿社会、その到来であると思えます。基本的には、目指していくのは、自立して生活する、いわゆる健康寿命、人様のお世話にならないで自分で自立して生活できる健康寿命を伸ばす、これが第1点。そして、その後、必ずやっぱり人様のお世話になるときがある。そのときのために、いわゆる高齢者施設や、あるいはまた介護の体制の充実ということになります。七戸町が今日あるのも、高齢者の方々が若いころの働きのおかげということで、感謝の念を持ちながら、高齢者対策、これを進めなければならないと思えます。

また、少子化対策として、独自に、そしてまた、他に先んじて幾つかの対策をいままで講じてまいりました。13回の妊婦健診、これは実は国がやる前に町としてこれを打ち出したものであります。その後、国がやるということになりました。それから、産後の検診、これは独自であります。それから、出産のために、いわゆる産婦人科があった時代はよかったのですけれども、先生がお亡くなりになりました。その後はやっぱりどこかに通う、行かなければならないということで、通うための交通費の支給、それから、育てる上での支援としての給食費、あるいはまた医療費の無償化、あるいはまたヤングファミリー住宅支援、こういったのを独自に行ってきたということですが、当然これからも続けます。なお、産み育てるための対策は、これに加えて、教育、スポーツ、雇用など、トータルで考えるべきものであり、県立七戸高校の公営塾、この構想もこの一環であります。こういったことを持ちながら、少子高齢化に対応したいいわゆる強力なサポート体制、これをつくっていきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 最近いろいろ報道されていますが、現在、二ツ森貝塚世界遺産登録、また、将来を見据えた県立七戸高校のあり方等、山積している状況の中にあると思いますが、（4）の七戸町ならではの教育・文化・スポーツ振興の実現のための具体的な施策についてお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 七戸町は長い歴史、いわゆる中世からの長い歴史があります。そういった長い歴史に育まれた教育への情熱、これは私は七戸ならではのものがあ、これをしっかり引き継いでいかなければならないと思っています。具体的には、学力向上に向けた最適な教育環境、このための町費負担教員の配置や、あるいはまた、昨年は一気にエアコンを全校に設置をいたしました。また、独自の奨学金制度、これもつくりまして、さらに一層の充実、これも図っていかねばならないと思っています。

スポーツの振興としては、スポーツ少年団の活動対策として、町費での支援、大分前ですけれども、実は行った経緯があります。今も継続しているということでもあります。さらに、総合アリーナ建設によって、国スポの剣道競技誘致を初めスポーツ意識の高揚、これもまた図っていかねばならない。スポーツのあるところは明るい社会であり、楽しい笑いがあるとよく言われております。

また、長い歴史に培われた七戸の文化、これは誇りあるものであり、この継承を当然図るとともに、縄文遺跡群を構成する二ツ森貝塚の世界遺産登録、ある新聞、県南新聞さんは七戸の誇りだという見出しで書いていますけれども、このいわゆる有効活用というか、そういったもの、いろいろなお客さんが来ると思います。それに対してのやっぱり精一杯アピールしながら、こういったものの整備等々、進めていかねばと思っています。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 次、2のダムの負担金についてお伺いします。

曙地区農業水路等長寿命化防災事業負担金、また、同様に金沢地区水管橋農業水路長寿命化のため、事業が行われております。

そこで、県営天間ダム、県営作田ダムについて、それぞれの目的、用途に違いがあるが、県営ダム事業に負担金が発生しております。このことについて、（１）県営天間ダム及び作田ダム事業費負担金の具体的な用途についてお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

天間ダムは農業競争力強化基盤整備事業の農業水利施設保全合理化事業と、それから、農村地域防災減災事業費の防災ダム整備事業の二つの事業を利用して、施設全体の改修を行っております。

事業内容は、取水ゲート４門、表面取水ゲート１門、取水スクリーン１門、それから非放流ゲート１門、管理用制御処理設備一式、警報局整備一式、それからゲート機械操作盤及び水位計一式、ダム管理棟１棟です。

それから、作田ダムについては、防災ダム整備事業、これを利用して施設の改修を行っております。

事業内容、いわゆる調節ゲート１本、管理用ゲート、管理用ゲート油圧ユニット及び同ユニットの付帯機器一式、それから、テレメータ警備設備一式、自家発電機一式、管理棟一式となっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ３番議員。

○３番（向中野幸八君） 自然にいろいろなことが起きている状況にありますけれども、ダムの施設において、大きな災害等が発生した場合、要するに保全対策以上の災害が出た場合、当町関連課との連携等はもちろん図ると思いますが、（２）ダムに想定外の発生した場合、国、県、町の対応について、どのような計画になっているのかお伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 气象台より注意報または警報が発表された場合、洪水警戒体制が発令され、各県のダム管理者は、国が示すマニュアルに従い、雨量、流入水位を監視し、また、放流が必要な場合は、関係機関、流域市町村に通報し、警報を鳴らすということになっております。町では、七戸町地域防災計画に基づき、それが出た場合には対策を講ずる、そういう計画となっております。

○議長（瀬川左一君） ３番議員。

○３番（向中野幸八君） 施設のダムにおいては、５１年以上もの年月がたっている天間ダム、そして作田ダムは４２年経過している状況にあります。

（３）老朽化に伴う機能維持のための各種事業が行われる計画は今後あるのか、いま現在続いている事業もありますけれども、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現在の計画では、先に述べた事業において、天間ダムは令和4年度までに管理用制御処理施設や警報局整備、管理棟の撤去等を行うことになっております。

作田ダムは、今年度中にテレメータ警報設備や自家発電機の整備、それから管理棟の補修等が行われる予定になっております。

これからですが、今後、事業の見直しを行う、そのことよっての計画期間が延長される場合もあるということではありますが、一番困るのは、町に負担金が入ってくると、当然どこかからのいわゆる財源、これは一般財源ということになります。ですから、これについては、何でもかんでもはいはいと言えば町も大変ということで、そのことの申し入れも実はしております。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 最後の、今、町長も言いましたけれども、保全減災事業、合理化、長寿命化等により事業が行われる場合、（4）ダム施設の事業が新たに実施される際の国、県、町の負担金はどうなるのか、お伺いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国営、県営事業等において異なりますが、土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針によって示されているということです。

先に述べた県営の合理化事業であれば、これで負担率が違ってきますけれども、県営の合理化事業であれば、国55%、県27.5%、市町村17.5%、そして防災ダム整備事業であれば、国が55%、県が39%、市町村が6%となっております。できれば防災ダム事業でやっていただきたいものと思っております。

それから、受益面積等の割合によりますと、関係市町村で割合を按分することとなり、天間ダムの合理化事業であれば、七戸町17.201%、東北町、いわゆる0.299%、それから防災ダム整備事業であれば、いわゆる七戸町が5.493%、東北町が0.507%となっております。

作田ダムの防災ダム整備事業であれば、七戸町がいわゆる2.8%、それから東北町が3.2%。これはやっぱり防災の関係で、流域の面積の違いにより、いわゆる東北町分が多いということから多くなっている。反対に、いわゆる農業関係であれば、水の使う量によって、当然、天間林地区が多いし、東北町は非常に少ない、そのようになっています。

○議長（瀬川左一君） 3番議員。

○3番（向中野幸八君） 以上で質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、3番向中野幸八君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時07分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第4号、2番山本泰二君は、一問一答方式による一般質問です。

山本泰二君の発言を許します。

○2番（山本泰二君） 1985年に制定され、86年に施行された男女雇用機会均等法は、1999年の改定により、事業主が募集、採用、昇進、福利厚生、定年、退職、解雇に当たり、性別を理由にした差別をすることを禁じています。また、2007年の改正では、出産、育児などによる不利益取り扱いの禁止、2017年にはマタニティハラスメント禁止規定、2020年の改正法ではパワーハラスメント防止措置が義務づけられました。この法律では、母性保護のために企業が女性労働者の通院を妨げてはならないという規定もあり、女性の自由な働き方を後押しし、出産・育児休業の取得促進や、キャリア継続などによる労働人口の解消につなげる動きとなっています。

また、2016年に施行された女性活躍推進法では、職場における女性の活躍を後押しし、企業による積極的な女性の活用を図り、国としての女性の活躍の底上げを進めようとしています。

その背景には、国際的なジェンダー格差があり、平成30年度雇用均等基本調査によれば、管理職の立場にある女性の割合は11.8%であり、2020年までには少なくとも30%にするという国、政府の目標には届いていません。

今年の3月に公表された世界経済フォーラムによれば、男女格差、いわゆるジェンダーギャップ、これは調査した156の国と地域の中では120位と、非常に下のほうになっており、先進国の中では最下位であります。

さて、人口減少の問題に目を向けると、当町も減少傾向には歯止めがかからず、先ほども向中野議員のほうからもありましたが、2020年版の人口ビジョンによれば、2015年には1万5,709人、3月31日現在では1万4,994人となっております。

人口減少は、小売店や事業の撤退を招き、また、深刻な人手不足の要因ともなっています。

当町では、人口減少を食い止めるために様々な策を立てています。直接的な事業者や移住者の支援に加えて、先ほどから話にあります公営塾、きのうもありました。それから、新聞に今朝も取り上げられておりましたが、公営塾による学力の底上げも、若年層への定住への意識づくりの一役を担うことになると考えます。

人口ビジョンの調査によれば、未婚者の理由は男女差で大きく異なり、女性では、結婚したくない、仕事が忙しいという回答が多くあります。男性では、経済的に難しいという割合も多くなっています。男女ともによい出会いがないという回答も多くあります。当町では、いわゆる適齢期における男女の未婚率が高く、問題となっています。この調査によると、独身女性の減少が推測されるとしています。

人口の減少、町の活性化、人手不足の解消に対応するためには、総合的な取り組みが必要です。

その一つとして、女性が働きやすく、暮らしやすい社会にする必要があります。結婚、出産を経ても仕事にも心配なく取り組める、そういった町であることが望まれています。

今回の一般質問では、当町役場職員の女性の活躍の状況について一つ質問します。

次に、新型コロナウイルスに関してですが、全国的にはまだ第4波のさなかにあり、当町でもワクチンの接種が始まり、感染の早期の収束が期待されています。

しかしながら、青森県の感染者は高止まりの傾向にあり、日々、クラスター発生などの報道がなされています。

そして、全国的にはN501Y変異株やインド株などの変異株が広まりつつあり、感染力が強くなったとも言われ、また、若年者の重症化も報告されています。

新型コロナウイルスの報道が日常化する中、個々の対策に慣れが生じ、感染が拡大する懸念があると考えます。もともとマスクは完全なウイルス防御にはなり得ず、飛沫の拡散は防げるが、感染対策としては十分ではないと言われています。店舗の入り口には消毒のアルコールがあつたりしますが、そういった手指消毒も一般的になりつつありますが、商品をさわったりドアノブに触れたりした手で、その手でスマホをさわったりすると、そういうことによる接触感染があります。そういうことを防ぎきることはできません。

感染力が強いと言われている変異株に町としてどう対応するか、質問します。

もう一つ、昨年発足した菅内閣の一つの重要な看板政策に、国全体のデジタル化があります。この政策に基づき、本年9月にはデジタル庁が発足します。検討開始から設置まで異例の速さで準備が進んでいます。

これまでも様々な町政のデジタル化が行われてきましたが、単に紙ベースで行われてきた業務をコンピュータを用いて行う、あるいはオンライン化で手続きを効率化するということだけがデジタル化の目指すところではありません。政府におけるデジタル戦略は、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立った新たな価値を創出するデジタルトランスフォーメーションであるとしています。詳細についてはまだまだ明確化されていませんが、今後様々な形で町の業務と関わってくることは必然であります。その際に、デジタル文書のフォーマットや手続きの違い、情報セキュリティの問題など、多くの考慮すべき点が出てくると思われます。

デジタル庁発足に伴う町の対応について質問します。

これより質問者席にて質問を続けます。

それでは、まず女性活躍推進法に基づく取り組みについて質問いたします。

日本における女性の社会進出は、国際的に見ても低い水準にあります。特に管理職や国会、地方自治体の議員における女性の割合は低いままです。主な原因は、結婚後の出産、子育てにおいて、女性の負担が大きく、社会の制度がその負担を軽減し、女性の社会的活動が十分にできるような環境になっていないことにあります。地方においては、女性がいかに住みやすいかが、家族が安心して暮らせるための大きな要素であります。

町として、特に役場職員の女性の働く環境についてまず質問します。

質問。町の女性職員で管理職、課長職以上の人は何人いるか、その割合と推移をお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

当町の女性管理職は、全管理職員19名のうち1名で、割合としては5.3%です。

なお、第1期七戸町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画では、令和2年度の目標として、女性管理職1名以上登用することにしており、その目標を達成しております。

また、第2期行動計画においては、令和7年度までに2名以上の女性管理職を登用することとしており、この目標達成のため、女性職員を対象とする外部研修や、全職員を対象としたハラスメント防止に関する意識啓発、周知等を行っているところであります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 現在、女性管理職が1名と、少ないことは確かなのですが、今後、増えてくることが期待されます。

次に、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、もう少し詳しく、女性の管理職が少ないことの原因についてお聞きしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

管理職への登用につきましては、課長補佐の職員から、その職員の経験年数、管理職としての適性等を考慮し、適材適所に配置しております。今現在、これらの条件に該当する女性職員は1名ですが、今後、組織の役割分担や働き方を見直していくことで、女性の活躍できる職場環境が整えられ、女性職員の管理職への増加につながっていくものと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今、管理職についての話をしていますが、管理職に限らず、女性が結婚、出産により仕事に携わることができない状況になる場合が生ずると思います。このような場合に、仕組みとして、その女性をバックアップし、安心して出産、子育てができる、または復帰できるような環境をそろえることが必要であると思います。

次に、女性が結婚、出産を経ても待遇等に差が出ないようにどのような工夫をしているかについてお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

女性職員が結婚や出産により不利益な待遇を受けるといったことは七戸町役場ではございません。

なお、妊婦や育児中の女性職員に対しては、身体的だけでなく、精神的な面でも負担やストレスがないよう、事務分担に配慮しております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 子育ては女性だけの努力をするものではありません。男性の積極的な参加、周囲の援助が必要であります。とはいっても、小さな企業にとっては、これはまだまだ難しい部分があるかもしれません。ですが、男性の参加を促す必要があると思います。そのことがひいては女性の社会的進出につながると思います。

四つ目に、男性職員の育児休暇の取得状況についてお伺いいたします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

令和元年度において、男性職員の育児休業取得者は、対象者5名に対し1名でした。また、育児休業取得者は5名中3名でした。今後も引き続き風通しのよい職場環境の構築と、働き方の効率化を進めながら、男性職員に対して、家事、育児等への積極的に参加するよう促すとともに、育児休暇等、取得しやすい環境整備に努めてまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 町でも育児休暇というものをとる男性がいるということを知って安心しました。昔ですと、男性が育休というところとちょっと白い目で見られるようなところがあったのですが、そういう風潮もだんだんなくなってきたかと思います。男性か女性かということではなく、誰にでも機会が均等で、安心して暮らせることが大切であると思います。今年の初めには、女性に対する差別的な発言が、当町ではないですよ、全国的な、某Mさんですが、発言が全国的に報じられ、女性の地位の保全に関する議論が高まりました。この町が女性が住みやすい町とアピールできるような町であってほしいと願います。

続いて、新型コロナウイルスについて質問します。

新型コロナウイルスは、各地域で変異株が検出され、青森県でも今後、変異株が増えるかと予想されます。変異株はこれまでのものよりも感染力が強く、また、若年者でも重症化すると言われていています。その意味で、新たな種類のウイルスと考えるべきで、これまでより強力な感染予防体制をとる必要があると考えます。個人の行動への感染予防を強力に促す方策をとる考えはないか、質問します。

まず、新型コロナウイルスの変異株への対応はどうなっているか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

全国的に増加傾向にある感染力や重篤度が増すとされる変異株ですが、ウイルス感染を低減するためには、従来株、変異株のいかに問わず、日常生活において感染防止対策に努めて、社会全体で新型コロナウイルス感染を抑制することが肝要であります。

このことから、現時点において、変異株に対する特段の対応は行っておりませんが、今後の感染状況を注視し、対応してまいりたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 確かに変異株であるかないかということをお問はず、感染しないように、感染が広まらないようにということが大事だと思います。ただ、その感染が地域で起こると、人物の特定や排斥など、差別的な行動につながりかねません。感染者が身近にいることは確かに心情的に穏やかではありませんが、感染者がいてもいなくても、常に感染しないように心がける必要があると思います。その意味で、感染力が強くなったと言われている変異株の感染が全国的に拡大している現在、防災無線などを通じて町民への対策の強化を啓蒙する必要があると考えます。

変異株の感染性の高さを啓蒙し、さらなる感染防御行動を訴える考えはないか、質問します。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

現時点で新型コロナウイルスに対する治療薬がないことから、町民一人一人が感染予防を行うことが大事であり、変異株であっても従来株と同様に、3密の回避、マスクの着用、手洗いなどの徹底が推奨されています。

変異株につきましては、県内の発生状況を注視しながら、防災無線等、必要な手段を通して注意喚起を行ってまいりたいと思います。

また、感染防止には、感染機会の抑制と集団免疫の獲得が必要であることから、広報等における情報提供や、新型コロナワクチン接種の勧奨を行うなど、引き続き感染予防に取り組んでまいります。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 変異株に限らず、感染に神経質になっている人がいる一方で、人の行動、特に七戸は感染者が少ない、ないということもあって、人の行動がちょっと拡大傾向にあると思います。いまこそ気を引き締めて、一人一人が感染しないように注意を促していく必要があると思います。

続いて、町政のデジタル化移行について質問します。

政府はデジタル庁創設を決定しました。これに伴い、町行政もデジタル化への移行が必要となります。既に多くの部分でデジタル化は進んでいると思いますが、異なるシステムの統合、データ共有の方法など、様々な課題が出てくると考えられます。特に個人情報の管理など、移行に伴う大きな問題もあります。町政のデジタル化移行に関して質問します。

まず、マイナンバーカードの取得状況についてお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 令和3年5月16日現在のマイナンバーカードの取得者は4,259名で、取得率は27.6%となっております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） この27.6%というのは多いのか少ないのか、少ないように思

いますけれども、当町ではワクチン接種の予約に関して大きな混乱はなかったと聞いていますが、例えばこのマイナンバーカードがこういうときにこそ活用されるべきであったのだと思います。これは当町の責任ということではないですが、こういうときに活用されることもあり得たと思います。

次に、マイナンバーカード、これを利用した行政サービスはどの程度進んでいるか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

マイナンバーカードを利用した行政サービスは、所得税の確定申告、転出・転入の届け出、コンビニでの住民票などの取得がありますが、当町では、転出・転入の届け出、所得税の確定申告となっております。

今後は、健康保険証としての利用、転出・転入手続きのワンストップ化や、電子証明のスマートフォンへの登載など、拡充していく予定となっております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 政府のデジタル化に関する具体的な手順がはっきりしていない中、マイナンバーカードを含めて、デジタル庁発足に伴う町政の移行も具体的に手をつけることはまだまだ難しいかもしれません。方針が明確になったときに速やかに移行できるように、人材やシステムなどの準備をしておく必要があると思います。

最後ですが、デジタル庁創設に伴う町の移行の準備、これはどの程度進んでいるか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

デジタル庁については、令和3年9月1日に創設される予定であり、今のところ具体的な政策内容は明らかにはされておられません。

一方で、これまでデジタル化社会を目指して、マイナンバーカードの普及や戸籍情報システムなど、国の施策とともに順次対応してまいりました。

デジタル庁創設に伴い、今後さらに行政サービスのデジタル化が加速することから、引き続き情報収集に努めながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 先ほども申し上げましたが、デジタル化、これは単なる手続きや文書の管理といった手間の軽減といったことだけではなく、統合的なサービスの向上としてとらえられるものです。

一方で、個人情報や人権の問題も含んでおり、慎重な対応が必要であると思います。そういった問題を考慮しながら、国の指針をもとに、スムーズなデジタル行政への移行を期待します。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） これをもって、2番、山本泰二君の質問を終わります。

次に、通告第5号、9番附田俊仁君は、一問一答方式による一般質問です。

附田俊仁君の発言を許します。

○9番（附田俊仁君） 皆さん、お疲れとしますので、早速本題に入りたいと思います。

教育の町、七戸、これまで近隣市町村に先んじて果敢に教育の問題に取り組んでまいりました。天間林地区の小学校、中学校の統合のほか、給食費の無料化、町独自の教員採用による少人数学級の確保などが挙げられます。

このように、子供たちの教育環境の整備は、我々町民が次代を担うであろう子供たちへの投資であり、言葉を変えれば、教育は20年来の政策であるというふうに言えるとも思います。

時々の時勢を鑑み、柔軟に環境の変化に対応していく我々の決断と行動こそが、教育の町、七戸で生きる我々の責務であり、我々が次代の人たちに背中で語れることではないでしょうか。

さて、平成18年改正の新教育基本法の施行に伴い、新たに生涯学習の理念が追加されました。

その条文にはこう書かれてあります。「第3条、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」つまり、人としてこの世に生を受けたら、死ぬまで勉強しなさいとうたっています。それまでの勉強は子供のものという概念を覆し、教育及び学習は広く国民の権利と義務ということになります。子供に携わることが、実は子供を介して、親として、町民としての責任を果たすことになるとともに、何事にも変えがたい喜びを享受できること、つまり生涯学習の一つと考えます。

人は日々進化しています。子供は大人へ、大人は親へ成長し、親は子供が子供を持つようになり、やがて必ず訪れるであろう終焉を心穏やかに迎えられるよう老化します。この進化もまた生涯学習の意味するところではないでしょうか。

以上のことを述べて、質問席からの質問に移ります。

まず1番、学校規模適正化委員会の活動状況について伺います。

私事で恐縮ですが、議員に当選させていただいて最初に取り組んだのが少子化問題でした。子供が小学校に上がり、部活動を始めるようになると、どうしても人が足りない。団体競技と言われる部が思うように活動できないのです。何かがおかしいと思い、毎年の出生数を地域ごとに調べてみました。すると、年々子供の数が減り、学級、学校経営がままならなくなるのがわかりました。

当時は地域住民の理解が得ることが難しく、町は学校統合に消極的でしたが、神教育長のときに一気に歯車が動き始めました。学校規模適正化委員会が立ち上がったのです。そ

の後、着々と話は進み、ついに学校統合にたどりつきました。私が最初に問題提起してから10年の月日がたっていました。言い出しっぺとして、統合後の様子は大変気になるところです。

そこで、(1)番、統合した学校の様子はどうか、伺います。

○議長(瀬川左一君) 教育長、答弁。

○教育長(附田道大君) 附田議員の御質問にお答えいたします。

学校規模適正化については、教育委員会において、平成24年度に七戸町学校規模適正化基本計画を策定し、平成24年度から第1次計画期間の中で、天間林地区の中学校を対象に、また、平成29年度からの第2次計画期間の中で、天間林地区の小学校を対象に、学校規模適正化検討委員会を設置し、学校の適正規模及び適正配置について調査、検討し、学校統合を進めてまいりました。

学校統合後、天間林中学校は4年、天間林小学校は2年が経過しましたが、各学年が複数学級であることは、児童、生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばし、生きる力がより育まれるものと考えております。

また、各学年が複数学級であることは、児童、生徒の人間関係に配慮したクラス編成や、習熟度別の指導など、多様な指導形態がとれる、部活動はより多くの種目、人数でできるなどの利点があると考えております。

○議長(瀬川左一君) 9番議員。

○9番(附田俊仁君) 次に、(2)学区ごとの今後の入学者数の見込みはどうか、伺います。

○議長(瀬川左一君) 教育長、答弁。

○教育長(附田道大君) 御質問にお答えいたします。

教育委員会では、毎年4月に、住民基本台帳により、各学校への今後の入学者数を調査しております。

城南小学校は、令和4年度21人、5年度7人、6年度19人、7年度11人、8年度14人、9年度12人となっております。

七戸小学校は、令和4年度34人、5年度35人、6年度29人、7年度28人、8年度20人、9年度15人となっております。

天間林小学校は、令和4年度33人、5年度43人、6年度41人、7年度22人、8年度22人、9年度22人となっております。

各学校ともに、今後の入学者数は減少するものと見込んでおります。

○議長(瀬川左一君) 9番議員。

○9番(附田俊仁君) 1番の最後に、(3)城南小と七戸小の統合の必要はあるかどうか、伺います。

○議長(瀬川左一君) 教育長、答弁。

○教育長（附田道大君） 御質問にお答えいたします。

今後の入学者数の調査から、令和8年度には城南小学校の入学見込み者数が14人、七戸小学校の入学見込み者数は20人、両校合わせて34人と見込んでおりますが、青森県教育委員会が定める学校編成基準の1学級35人を下回ってきます。

今後の入学者数の減少を見据え、令和5年度には学校規模適正化検討委員会を設置し、城南小学校と七戸小学校の統合について検討していかなければならないと考えております。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） （1）の答弁で教育長が申し上げていた生きる力の醸成には複数学級が必須であるのであれば、（2）の答弁の中の令和9年、6年後には町全体の小学校入学者数が50人足らずになるということは、（3）の城南小と七戸小学校の統合のみならず、町全体の学校のあり方を検討していかななくてはならないことを意味していると思います。今後も人口動態について注視していく必要があるかと思えます。必要であるならば、躊躇なく策を講じて対処していかななくてはなりません。このことからわかるとおり、町教育委員会の守備範囲である小学校、中学校は大きな不安材料を抱えています。少子化に耐えられる教育行政とはどうあるべきなのか、再構築の時期に突入しました。他方、町の地域活性化策を進め、子育て世代に選んでもらえる七戸町作戦もまた待ったなしで、迅速に進めていく必要を見出せます。

次の質問に移ります。

我々が義務教育期間中に、児童、生徒に必ず身につけてほしいものが二つあります。それは、自己肯定力と自立心です。この二つがしっかり備われれば、その先の進化は約束されると言っても過言ではございません。これから述べる人間力は、この自己肯定力と自立心の土台の上にはしか成立しないからです。

話は少しそれますが、人が人を評価するとき、何を基準に判断するのでしょうか。難関校を卒業したから、オリンピックに出たから素晴らしい人、はたまた、法律を犯したから、ルールを守らなかったからだめな人。ではこれらに当てはまらない人がどれだけいるのでしょうか。いや、そもそもこれは判断基準でしょうか。既におわかりのとおり、もっと別のところで人は人を判断していると思われます。それこそが人間力だと思います。

人間力とは、知力、体力、徳力からなる三つの力の総合力です。

知力は、知識力や探究力を含む学力のみならず、分析力、応用力、判断力などを言い、体力は、持久力、瞬発力、そして健康を、また、徳力は道徳心を指します。

昔から、心、技、体、心技体と表現されてきたものだと思います。

自己肯定力と自立心を大きく育み、それらを土台とし、人間力を研鑽できるのならば、間違いなく判断する人にも判断される人にもなり得ます。つまり、次世代を担える人材を育成できるということになります。

人間力を育む環境として、学校の授業でこと足りるのでしょうか。課外授業である部活

動やスポ少はしっかり機能しているのでしょうか。また、その環境はしっかり整備されているのでしょうか。

そこで、2番の、小中学校における部活動及びスポーツ少年団活動について伺います。

(1) 部活動及びスポーツ少年団活動の現状の課題は何でしょうか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 御質問にお答えいたします。

学校部活動の課題としては、児童、生徒の減少により、部活動種目も減少していることから、希望する部活動がないため、町外の学校へ進学する事例や、団体種目においては単独でチームが組めないため、複数の学校による合同チームで大会に参加する事例も見られます。

また、教職員が経験のない種目の部活動顧問となる場合もあり、指導については外部指導者に頼らざるを得ない種目もございます。

次に、スポーツ少年団活動の課題としては、現在、12競技種目において17団体が活動していますが、学校部活動同様に、団員数の減少から、チームが組めない団体競技もあります。また、練習会場などへの子供の送迎や、冬期間の練習会場確保などが挙げられます。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 次に、(2)の指導者の育成、確保はどうなっているか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 御質問にお答えいたします。

学校部活動は、顧問の教職員と町体育協会員や保護者等の外部指導者の協力を得て指導に当たっているところですが、ほとんどの方は仕事が終わった後にボランティア的な立場で協力していただいております。

国では、平成29年に部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化しております。その中で、学校設置者が部活動指導員の身分、任用、職務、災害補償などの必要事項を規則で定め、任用する場合には、報酬、交通費、出張旅費を補助金の対象経費とする部活動指導員配置促進事業も創設されております。

今後においては、この事業の活用も見据え、適正な指導者の育成、確保に努めてまいります。

次に、スポーツ少年団ですが、それぞれの団体に所属する競技経験者や、保護者が主体となって指導に当たっております。

指導者は、日本スポーツ協会が主催する講習を受講した上で指導者資格を取得しますが、資質向上に向け、定期的な講習受講を義務づけし、指導者の育成に努めております。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 最後に、(3)の部活動及びスポーツ少年団のクラブチーム化の

考えはございますか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 御質問にお答えいたします。

教育委員会では、令和2年に策定した小中学校における運動部活動の方針において、児童、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備として、複数校の合同部活動や、小中連携の合同練習等の取り組みについて検討することとしております。

また、中学校部活動に関しては、生涯スポーツ推進及び地域スポーツの活性化のため、スポーツ少年団の中学生以上の受け入れ体制を整備し、地域スポーツクラブとしてのスポーツ少年団を目指すこととしております。

しかし、クラブチーム化を図ることにより、生徒の送迎や活動費の負担など、これまで以上に保護者への負担が増えること、また、中学校体育連盟の対外試合のあり方も検討が必要になるなど、広域的に解決しなければならない大きな課題があります。

これらにつきましては、長期的な視点から、学校教育と社会教育の融合策を検討しながら、児童、生徒のニーズに対応できるよう、今後のあり方を各関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） ありがとうございます。

昭和から平成の中ごろまでの時代には考えもよらなかったこの少子化問題です。いろいろなところに波紋を呼び、その対策は急を要します。関係機関とも連携が必要とのことなので、教育委員会の手腕をいかに発揮していただき、持続可能な教育環境の構築に尽力いただけるよう期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、9番附田俊仁君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月8日の本会議は午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後1時52分